

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 15 日提出

八雲町長 岩村克詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 11 月 17 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、平成 29 年 10 月 26 日、八雲町の町道内浦大新線を走行中、町有小型貨物自動車から落下した積荷が佐川急便駐車場に駐車中の相手方車両に接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定する。

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 450,000 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 山越郡長万部町字国縫 165-1 及川 利 |